

## ●第 2 次嘉麻市自殺対策計画（概要）

計画策定（見直し）の趣旨	第 1 次自殺対策計画（平成 31 年 3 月策定）が計画期間の終期を迎え、令和 1 年以降の関係各課・機関の取り組み状況の評価（振り返り）を行うとともに、市の自殺の現状に基づいた第 2 次計画を策定するもの。
計画の位置付け	自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺計画
計画の期間	令和 6 年度から 10 年度（5 年間）
<p><b>【基本理念】 誰も自殺に追い込まれることのない嘉麻市の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰にでも起こりうる危機」→保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携のもと「生きることの包括的な支援」として実施</li> <li>・「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みを行うことが重要</li> <li>・各課及び関係機関が実施する関連事業「生きる支援関連施策」：124 の事業・取組を掲載</li> <li>・重点施策として「勤務・経営対策」「生活困窮者対策」「高齢者対策」「女性対策」「子ども・若者対策」を掲載</li> </ul>	

## ●第 2 次計画案に係るパブリックコメント 実施結果

【実施期間】 令和 5 年 12 月 11 日から令和 6 年 1 月 12 日

【実施要領】 嘉麻市パブリックコメント実施規程に則り、各庁舎（情報コーナー）及び市ホームページにおいて第 2 次計画案を公表し、広く市民に意見を求めました。

【結 果】 提出された意見等は、ありませんでした。